

韓国における老人療養施設サービス情報公開の標準化に関する研究

○スンシルサイバー大学 高齢福祉学科 (趙文基)

○ 崇實サイバー大学校 スポーツ芸術福祉学部 (丁嬉瑛)

キーワード：介護情報公開、長期療養サービス、高齢者福祉施設

1. 研究目的

老年期が長くなる高齢社会の中で他の人が身体的、精神的ケアを任せるしかない時期は避けられない。高齢老人になった後でも、自分の日常生活を自分で決めて周辺から個人として尊重される社会、すなわち、尊厳を維持する生活を買うことができる社会を作っていかなければならない。また、高齢者のケアにも、日常生活の中で、身体的、精神的なサポートに加えて現在の状態を維持して、高齢者自身が尊厳を保つことができる療養サービスが提供されるべきである。また、利用者と事業者の平等な関係で契約が行われるし、利用者中心の観点で、利用者のサービスの選択に役立つことができるよう情報公開義務化がされるべき必要性がある。

2. 研究の視点および方法

したがって介護情報公開活用は高齢者の主体的な選択をサポートする目的により、老人福祉施設（事業所）のサービス改善のための長期療養サービスの情報公開を標準化するために、療養サービスの基本的な情報と調査項目（管理項目）を合理的な基準（Standard）と想定する研究の過程を経て行われた。その結果を介して情報公開項目を設定して、療養サービスの供給主体で、その基準に合わせて情報公開が活用可能になるよう、高齢者福祉施設の現場の従業員に構造化されアンケート調査を実施し、情報公開の方向性を調査するのに意味があり、メール調査中回収200部、直接訪問回数100部合計300部SPSS統計処理した。機関の特性である機関の設立のタイプ、利用者数、設立期間などに応じて情報の開示意向に差があるかどうかを発見するために一元配置分散分析（One-way ANOVA）を実施し、一元配置分散分析後に有意な差がある場合、集団差究明のためにDuncanMultipleRangeTestを実施した。最後に、高齢者介護施設の情報公開意向に影響を与える要因を調べるために、複数の回帰分析（multi-regressionanalysis）実施した。

3. 倫理的配慮

韓国社会福祉学会の倫理規定のガイドラインに基づいて作成した。

4. 研究結果

最初に、利用者権利擁護に対する情報公開意向は全般的に高く現れたし、機関設立期間にともなう利用者権利擁護に対する情報公開意向を調べた結果もまた高く現れた。

機関の利用者数により利用者権利擁護に対する情報公開意向水準に差があるのかを調べてみた結果は利用者数80人以上である機関が最も高かったし、次に60人-80人未満、40人-60人未満、40人未満などの機関順で高く現れた。

機関の設立類型により利用者権利擁護に対する情報公開意向水準に差があるのかを調べてみた結果は全体的な利用者権利擁護に対する情報公開意向は社会福祉団体が最も高かったし、次に宗教団体、民間、個人団体、その他などの順で高く現れて、特に社会福祉団体とその他従事者のあいだに利用者権利擁護に対する情報公開意向に差があった。

二つ目、サービス敗れる確保努力に関する日常生活支援事項に対する情報公開意向を調べた結果は全体的に情報公開意向は高いことが分かった。

三つ目、相談・不満足などの対応に関する情報公開意向を調べた結果機関設立期間により、機関の利用者数により、機関の設立類型により相談・不満足などに対する対応に関する情報公開意向水準に差があるかを調べてみた結果全体的に情報公開意向は高く現れた。

四つ目、事業運営管理および施設に対する対応に関する情報公開意向を調べた結果全体的に高いことが分かった。

五つ目、安全・衛生管理に対する情報公開意向を調べた結果は全体的に安全・衛生管理に対する情報公開意向は高いことが明らかになったし、細部項目では利用者の安全のために身体拘束発生現況に対する家族への情報公開意向が最も高く現れた。六番目、従事者および職員教育に対する情報公開意向を調べた結果全体的に高く現れたし、従事者および職員教育に対する情報公開意向に及ぼす影響要因を調べた結果は回帰分析結果、従事者の人口学的特性と機関特性要因は全部従事者および職員教育に対する情報公開意向に留意した影響を及ぼさないことが明らかになった。

5. 考察

このような研究結果を基に老人療養施設のサービス情報公開標準化旧祝儀必要性和療養サービスの利用においては実際に使ってみてこそ判断が難しい(非可視性、事前認知の困難性)一度使ってしまうと取り返しがつかない(非可逆性)などの特性があって、療養保険利用者は高齢者などが事業者と対等な立場に立つことをより一層難しくしている。

このような観点で療養サービスや療養サービス事業所の選択は利用者自身の主体的な選択により成り立たなければならないことが基本であり、これを支援する情報で抽象、主観的な情報でなく療養サービス事業所が実際に実施していること(事実)に基づいた客観的な情報でなければならない。